

平成22年4月

「食のコミュニケーション円卓会議」会則

第1条（名称）

この任意団体は、食のコミュニケーション円卓会議（以下、本会）と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は都内に置く。

第3条（目的）

本会は、「食」について科学的な視点からの実りあるコミュニケーションのあり方を探り、その中から得られた成果を、意見や提案・提言などの形で社会に向けて発信していくことを目的とする。

第4条（活動の種類）

本会の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1) 食のリスクについてのコミュニケーションを推進する活動を行う。
- 2) その他、本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

第5条（会員）

会員は、本会の目的に賛同し年会費を納入した会員をもって構成する。

- 1) 会員は個人及び団体とする。
- 2) 入会にあたっては運営委員会の承認を得ることとする。
- 3) 会員は総会・定例会及び第4条の様々な活動に参加できる。
- 4) 会員に相応しくないと運営委員全員が判断した場合、当該会員を除名できる。この場合、会費を返還しない。

第6条（役員）

本会に役員を置く。

- 1) 役員は代表1名及び副代表数名とする。
- 2) 役員は運営委員会において運営委員の中から互選により選出する。
- 3) 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
- 4) 役員の欠員は運営委員の互選によって補い、その任期は前任者の残任期間とする。

第7条（運営委員会）

- 1) 運営委員会は役員並びに役員が指名した会員若干名で構成する。

2) 運営委員会は本会の運営に関わる諸事項の決定を行う。

第8条（アドバイザー及び監事）

- 1) 本会は活動の助言を得るためにアドバイザー及び監事を置くことができる。
- 2) アドバイザー及び監事は運営委員会の承認事項とする。

第9条（総会）

本会は年1回の総会を開催し、前年度事業報告および当年度事業計画提案など行う。

第10条（定例会）

- 1) 本会は原則として月1回の定例会を開催する。
- 2) 定例会は学習会・研究会や視察など諸活動を行う。

第11条（会費）

本会活動は、会費、寄付金、その他の収入により賄われる。

- 1) 年会費は、個人会員5千円、団体会員3万円（一口）とする。
ただし、関東圏以外（含む外国）の個人会員は3千円とする
- 2) 会員が途中退会する場合に会費の返却は行わない。

第12条（事業年度）

本会の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第13条（細則）

本会の運営のために、別途細則を設ける。

第14条（会則の変更）

本会則の変更は運営委員会で決定する。

以上